定　　款

アルピコ グループ
アルピコホールディングス株式会社

アルピコホールディングス株式会社
定款

第１章　総　　則

（商　　号）

第１条　　当会社はアルピコホールディングス株式会社と称し、英文では、ALPICO HOLDINGS CO., LTD.と記載する。

（目　　的）

第２条　　当会社は、以下の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

（１）鉄道事業
（２）道路運送法による運送事業、貨物自動車運送事業法による運送事業、倉庫業
（３）水道事業及び下水道事業の経営
（４）損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法による損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務、生命保険契約の締結の媒介
（５）医薬品、化粧品、一般医療機器、管理医療機器、衛生用具、介護用品、介護用具、の販売、卸売販売、調剤薬局、ドラッグストアの経営及びコンサルティング
（６）医療請求事務の受託業務
（７）旅行業法に基づく旅行業
（８）ホテル、旅館、宿泊施設、キャンプ場の経営
（９）レストラン等の飲食サービス業、売店の経営
（１０）駐車場、ガソリンスタンドの経営
（１１）広告業、看板業
（１２）日用品、土産品、時計、玩具等の販売
（１３）酒類の製造、販売
（１４）米穀、塩、たばこ、郵便切手、印紙、プロパンガス、石油製品の販売並びに宝くじの売りさばき
（１５）不動産の売買、交換、賃貸の仲介、代理並びに管理
（１６）労働者派遣事業
（１７）自動車整備事業
（１８）自動車の販売及び修理事業
（１９）車いす等福祉用具のレンタル
（２０）喫茶店、ナイトクラブ、バー、及びゲーム場の経営
（２１）旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業並びに観光遊覧船、遊漁船事業
（２２）ゴルフ場、ゴルフ練習場、スポーツ施設、遊戯施設、レジャー施設の経営

（２３）ゴルフ会員権の売買、商品券等の販売並びに各種委託取次業
（２４）公衆浴場及び温泉浴場施設並びに温泉供給事業の経営
（２５）建築物の設計、監理及び建築、土木工事に関する請負等の建設業の経営
（２６）結婚式場業
（２７）自動車用整備機械、工具、部品、各種自動車関連用品の販売
（２８）自動車の有償貸渡し(レンタカー)事業
（２９）消費生活協同組合法に基づく共済代理店業
（３０）食料品、飲料の製造、加工、販売
（３１）総合リース業、リース契約の仲介、貸金業
（３２）集金代行業務
（３３）食料品、衣料品、電気機器類、雑貨品の卸販売及び小売販売
（３４）販売業における販売促進システムの開発業務
（３５）コンピューターによる情報処理並びに情報提供に関する業務
（３６）代金前払い方式の磁気カードの発行及び販売
（３７）販売促進に関するコンサルタント業及び情報サービス業
（３８）スーパーマーケットの経営
（３９）フランチャイズによるファーストフード事業の経営
（４０）畜産農業、水産養殖業関連事業の企画及び委託
（４１）コピーマシンによる複写、ファックス通信、宅配便等の各種委託取次業公共料金等の収納代行業
（４２）無人航空機に関する事業
（４３）前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)
第３条　　当会社は本店を長野県松本市に置く。

(公告の方法)
第４条　　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)
第５条　　当会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1)．取締役会
(2)．監 査 役
(3)．監査役会
(4)．会計監査人

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は１億 98 万 7960 株とし、第７条に定める内容の株式（以下「普通株式」という。）の発行可能種類株式総数は１億株、第７条の２に定める内容の株式（以下「種類株式 B」という。）の発行可能種類株式総数は 300 万株とする。

（普通株式）

第７条　　当会社は、当会社の発行する普通株式について、会社法第 108 条第２項各号に定める事項についての定めを設けない。

（種類株式 B）

第７条の２　種類株式 B の内容は別紙２のとおりとする。

（自己株式の取得）

第８条　　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第９条　　当会社の単元株式数は、普通株式につき 100 株、種類株式Ｂにつき１株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 10 条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（基 準 日）

第 11 条　当会社は毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。

２．　前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨

時に基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）

第 12 条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３．　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第 13 条　　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招　　集）

第 14 条　　定時株主総会は事業年度の最終日の翌日から３ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

２．　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役会で定めた代表取締役がこれを招集する。当該代表取締役に事故、又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

（議　　長）

第 15 条　　株主総会の議長は、取締役会で定めた代表取締役がこれにあたり、当該代表取締役に事故、又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

（電子提供措置等）

第 16 条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条　株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合の外は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．　会社法第 309 条第２項の定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席しその議決権の３分の２以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 19 条　株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置く。

(種類株主総会)

第 20 条　第 14 条第２項、第 15 条、第 16 条、第 18 条及び第 19 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

２．　第 17 条の規定は、会社法第 324 条第１項及び第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第４章　取締役、取締役会及び代表取締役

(取締役の員数)

第 21 条　当会社の取締役は３名以上 18 名以内とする。

(取締役の選任)

第 22 条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。

２．　取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 23 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．　補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了す

るときまでとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 24 条　　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

２．　取締役会の決議により、取締役の中から、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（代表及び業務執行）

第 25 条　　代表取締役は会社を代表し、取締役会長、取締役社長は会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行にあたる。

２．　取締役会長、取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役がその業務を代行する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 26 条　　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 27 条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 28 条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 29 条　　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第 30 条　　取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(報 酬 等)

第 31 条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 32 条　　取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除等)

第 33 条　　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、監査役の同意及び取締役会決議をもって、同法第 423 条第１項の取締役(取締役であった者も含む。)の責任を法令の限度内において免除することができる。

２．　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第５章　監査役、監査役会、会計監査人

(監査役の員数)

第 34 条　　当会社の監査役は３名以上４名以内とする。

(選任の方法)

第 35 条　　監査役及び会計監査人の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。

(監査役等の任期)

第 36 条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

３．　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当該定時株主総会において別段

の決議がなされなかった場合は、再任されたものとみなされる。

(監査役会)

第 37 条　監査役会は、法令及び本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を定める。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

２．　監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

３．　監査役会を招集するには、会日の３日前までに各監査役に対して招集の通知を発する。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。

４．　監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第 38 条　監査役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(常勤監査役)

第 39 条　監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(報 酬 等)

第 40 条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除等)

第 41 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会決議をもって、同法第 423 条第１項の監査役(監査役であった者も含む。)の責任を法令の限度内において免除することができる。

２．　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(会計監査人の責任免除等)

第 42 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会決議をもって、同法第 423 条第１項の会計監査人(会計監査人であった者も含む。)の責任を法令の限度内において免除することができる。

２．　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に同法第 423 条第１項の行為に関する責任につき、同法第 425 条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第６章　計　　算

（事業年度）

第 43 条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年の３月 31 日までとする。

（剰余金の配当）

第 44 条　　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し剰余金の配当を行うことができる。

２．　前項にかかわらず、災害や疾病の流行等の不測の事態が発生し、株主総会を開催することが困難と取締役会が判断した場合には、剰余金の配当等、会社法第 459 条第１項第２号乃至第４号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（中間配当）

第 45 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第 46 条　　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．　未払の配当金には利息をつけない。

（電子提供措置等の効力発生日）

附則　　2024 年６年 26 日開催の定時株主総会の決議による第 16 条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行する会社となった日から効力を生ずるものとする。

２．　本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。

種類株式Ｂの内容

1. Ｂ種株式に対する剰余金の配当
(1) 当会社は、剰余金の配当がその効力を生ずる日における当会社の会社法(平成 17 年７月 26 日法律第 86 号。その後の改正を含む。)第 461 条第２項所定の分配可能額の範囲内で、種類株式 B(以下、「B 種株式」 という。)を有する株主(以下、「B 種株主」という。)又は B 種株式の登録株式質権者(以下、「B 種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、下記(2)に定める額の金銭(以下、「B 種配当金」という。)を支払う。ただし、平成 30 年３月 31 日を基準日とする B 種株式に対する剰余金の配当については、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位かつ平等の割合の額にて支払われる。
(2) Ｂ種配当金
１株あたりのＢ種配当金は、Ｂ種株式１株あたりの払込金額に、2.0%の配当年率を乗じて算出した額とする。
(3) 非累積条項
ある事業年度において、Ｂ種株主又はＢ種登録株式質権者に対して配当する剰余金の額がＢ種配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
(4) 非参加条項
Ｂ種株主又はＢ種登録株式質権者に対しては、Ｂ種配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、平成 30 年３月 31 日を基準日とするＢ種株式に対する剰余金の配当についてはこの限りではない。
(5) 期末配当以外の剰余金の配当
Ｂ種株主又はＢ種登録株式質権者に対しては、当会社定款第 44 条に定める剰余金の配当以外の剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配
(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、Ｂ種株主又はＢ種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種株式１株につき、1,000 円に経過Ｂ種配当金相当額(下記(2)に定義される。)を加算した額を支払い、かかる残余財産の分配を行った後、残余する財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対し、残余財産の分配を行う。
(2) 本項において、「経過Ｂ種配当金相当額」とは、残余財産分配日の属する事業年度における Ｂ 種配当金の額を当該事業年度の初日から残余財産分配日までの日数(初日及び残余財産分配日を含む。)で１年を 365 日として日割計算した額をいう。
(3) Ｂ種株主又はＢ種登録株式質権者に対しては、上記の他、残余財産の分配を行わない。

3. 特定の株主からの取得
(1) 当会社は、法令の定めに従い、特定の株主との合意によってＢ種株式の全部又は一部を有償で取得することができる。
(2) Ｂ種株式の取得について会社法第 160 条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項及び第３項の規定を適用しない。

4. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
(1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、Ｂ 種株式について株式の併合又は分割は行わない。

(2) 当会社は、B 種株主に対しては、会社法第 185 条に規定する株式無償割当て又は同法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第 202 条第 1 項に基づく株式の割当てを受ける権利又は同法第 241 条第 1 項に基づく新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 金銭を対価とする取得条項
当会社は、2019 年 6 月 26 日以降、当会社の取締役会が別に定める日の到来をもって法令上可能な範囲で、B 種株式 1 株につき 1,000 円に経過 B 種配当金相当額を加算した額の金銭を交付するのと引換えに発行済みの B 種株式の全部又は一部を取得することができる（この場合、「残余財産分配日」を、「取得条項の効力発生日」と読み替えるものとする。）。当会社が B 種株式の一部を取得するときは按分比例の方法により行う。

6. 議決権
B 種株主は、株主総会において議決権を有しない。

7. 種類株主総会
当会社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B 種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

8. 譲渡
譲渡による B 種株式の取得については、当会社取締役会の承認を必要とする。